平成２９年（フ）第１５６５号
横浜市中区鷺山106番地　矢島ハイツ１－Ｂ号室
債務者　加藤　曉司
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２０１号
北九州市小倉北区木町２丁目17番３―301号、開始決定時の住所北九州市小倉北区上到津３丁目10番21―105号
破産者　岩崎　永明
1　破産債権の届出期間　平成29年８月24日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午後２時
平成29年７月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５号
熊本県上益城郡御船町滝川1864―４、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町久具2053番地２
破産者　岡村　敏治
1　破産債権の届出期間　平成29年８月28日まで
2　一般調査期日　平成29年９月26日午前10時30分
平成29年７月27日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
神戸市兵庫区三石通３丁目２番15―206号
破産者　松本　光一
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月14日午前10時
平成29年７月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２号
神戸市須磨区磯馴町６丁目２番５―506号、開始決定時の住所神戸市北区上津台６丁目８番31号
破産者　榮口　　宝
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午後１時30分
平成29年７月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
福岡県久留米市城島町江上上６番地３　県営城島団地７棟301号
破産者　小田木宣子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月７日まで
2　一般調査期日　平成29年10月19日午前10時30分
平成29年７月27日
福岡地方裁判所久留米支部

破産債権の特別調査期間

平成２８年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字久貝212番地　エコビエントＪＩＮ306
破産者　喜友名朝則
特別調査期間　平成29年８月22日から平成29年９月４日まで
平成29年７月28日　那覇地方裁判所平良支部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４９４０号
大阪市生野区桃谷３丁目21番26号
破産者　株式会社神戸屋商事
1　期日　平成29年９月21日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７５８４号
東京都新宿区四谷１丁目２　三浜ビル３Ｆ
破産者　花蜜　伸行
免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
平成29年７月28日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２９年（ラ）第１１２５号（原決定東京地方裁判所平成２９年（フ）第５９８号）
東京都江戸川区東葛西６丁目46―16　サンシティスガＮｏ．３―102
抗告人（破産者）　鷲尾　　章
主文　原決定を取り消す。
抗告人に対する免責を許可する。
平成29年７月24日
東京高等裁判所第24民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３号
千葉県松戸市東松戸４丁目16番地の１レオパレス東松戸102号
清算株式会社　株式会社東風精密
代表清算人　高梨　邦彦
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所松戸支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０５８号
東京都調布市布田２丁目38番地33
清算株式会社　アジサイワールド株式会社
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第１号
三重県松阪市久保町1855番地1654
再生債務者　株式会社ひなた
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県津市丸之内養正町４－１　森永三重ビル２階　三重綜合法律事務所　弁護士　室木　徹亮
平成29年７月27日　　津地方裁判所松阪支部

再生手続開始

平成２９年（再）第１２号
大阪府河内長野市上原西町16番１号
再生債務者　株式会社吉年
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年11月24日から平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第６号
北海道深川市三条６番７号
再生債務者　株式会社板倉会館
1　決議に付する再生計画案　平成29年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年９月19日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年９月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年９月５日
平成29年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第７号
北海道深川市三条６番７号
再生債務者　株式会社板倉
1　決議に付する再生計画案　平成29年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年９月19日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年９月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年９月５日
平成29年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２８年（再）第４９号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目23番５号
再生債務者　株式会社ダイトー
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年７月26日
東京地方裁判所民事第20部